

差別研究の構図

——社会現象の規範的概念化に関する一つの考察——

内藤 準

多くの社会現象は、正/不正といった規範的な意味とともに論じられている。ところが、その現象を理論的に概念化する際には、その規範的な意味の扱い方が困難とされてきた。規範的判断を要する要素を含めて概念化すると対象を客観的に捉えられず、そうしないならばその対象への規範的な意味づけができなくなる。この困難がどのように生じるのか、解かなければならない困難なのか、差別概念の検討を通じて考える。

1 はじめに——本稿の構成

本稿で扱う問題の輪郭を示そう。

諸社会科学においては、対象となる社会現象をはっきりと定め、論理的に一貫して扱えるような概念化¹が求められる。このとき、研究対象とされる現象は、すでに社会問題として現れたり、正/不正といった規範的・道徳的な意味を与えられていることが多い。

さてこのとき、その社会現象の規範的な意味、例えば「差別の不当さ」を損なわないためには、規範の意味が異なるその他の現象、例えば「不当ではない区別」と、識別して取り扱えるように概念化しなければならない。手っ取り早いやり方は、「不当な」といった規範的・道徳的な正当性の判断にかかわる要素を、概念に含めてしまうことだろう。

ところがここで、しばしば同じような論争が繰り返される。一方では、正当性といったものは「主観的」な判断に過ぎない、よってこうし

た規範的要素を含んだ概念化は、現象を客観的に分析することができないと批判される。では正当性の判断といった要素を取り除いて概念化したらどうか。すると今度は逆に、不当とはいえない現象にも当てはまる概念になってしまい、やみくもにすべてを否定するような議論になりかねない。こうした構図は「権力」や「偏見」、「いじめ」などの議論にも共通して見いだすことができる。

そしてこの問題が典型的に現れているのが、「差別 (discrimination)」の一般的概念化を試みる諸理論である。それ自体望ましくない、すなわち不当な現象であると考えられているような対象を概念化する際に、どのような問いが立てられ、どのような議論が展開されてきたのか。本稿では「差別」を主題として、時に論者と読者に疲労をもたらしたその問題構制を明らかにしていきたい。

論文は以下の構成をとる。第2節では、不当な差別²を一般的に概念化しようとする多くの議論で、共通に前提とされている5つの想定

を確認する。さらに、これら共通前提の同居が「同定問題」という困難を生んでいることを示す。第3節では、差別の一般的概念化を試みる諸理論を検討し、いずれの議論も「同定問題」に答えようとして、それに失敗していることを指摘する。第4節では、実は「同定問題」は、解決する必要のない、疑似問題であることを明らかにする。そのうえで差別概念のみならず、その他の議論にも見られる混乱の解法を示す。最終節では、本論の射程と意義を明確にする。

2 差別の概念化の諸想定

社会学において、差別 (discrimination) を一般的に概念化しようとする試みは、長い間「失敗している」といわれ続けてきた。そして、その「失敗」を解決すべく、いまなお試みが続けられている。では何が「失敗」だったのか？それは「不当な」という規範的意味を負った差別という現象を理論化する作業において、あるジレンマが乗り越えられないことにあった。そのジレンマとは、差別を「不当なもの」として概念化せねばならないのだが、差別を特徴づける「不当さ」を直接捉えようとする、実際の現象を差別として客観的に議論することができなくなってしまうことである。

それらの試みを検討すると、以下のような諸想定が、多くの議論で共通の前提とされていることがわかる。A) 差別は不当な現象である。B) 差別とその他 (例えば不当ではない区別) とを識別し、違うものとして取り扱うことを可能にするような概念化が必要である。C) 積極的な規範的価値判断を必要とするような概念化をしてはならない。

さらに幅広い研究者に見られる想定として、DとEがある。D) 差別は個人ではなく複数の

人を含む社会的カテゴリー (あるいは集団) を対象とする現象である。E) 個人の特性や個人名を対象とする現象は、差別と対照的であるか、少なくとも差別ではない。

差別の概念化を試みる諸理論の問いは、これら諸想定を組み合わせからなる。先だっていえば、その一つは想定A～Cの組み合わせを前提とする「同定問題」。これが先に述べたジレンマの正体である。それと絡み合うもう一つは、想定A、BとD→Eの組み合わせによる「差別と差別問題の同一視」である。

本稿では「同定問題」をめぐって議論を展開し、「同一視」は「同定問題」とのかかわりから検討する。本稿は、このジレンマを生み出す諸想定を組み合わせが理論的な混乱であり、そもそも不要な問いの立て方であったことを明らかにする。

2-1 差別の同定問題 (想定A～Cによる問題)

まずは想定A～Cについて確認しながら、そこで生じる理論的問題を浮き彫りにしよう。想定AとBで、規範的意味を伴う現象を理論化するという課題自体が表現される。

Aの想定は、研究の動機であると同時に、扱う対象の規範的意味を限定するものである。これは、今回扱う論者を含め、ほとんどの研究の出発点として、あらかじめ前提されている。差別は改めるべき不当な現象であるからこそ、それを分析し、解決する必要があると考えられている。

Bの想定は、論理的に一貫した理論構築のための条件である。これは社会科学的研究で一般的なものだろう (Durkheim [1895=1978:101-102])。扱う対象をはっきりと示し、論理的に一貫した議論を行うためには、

その現象に共通している特徴から定義を与え、またその定義にあてはまる現象は例外なく、全て同じように取り扱わなければならない。この「該当する現象は同じように扱わねばならない」という点は重要である。つまり、想定 A を前提しつつ差別を概念化した議論が、その概念化に当てはまる現象を、同様に不当なものとして取り扱わないならば、その議論は論理的に一貫していないことになってしまう。

この A と B はいわば議論の大前提となる。他方 C の想定は、そうした議論のなかで、差別に適切な定義を与えるための条件として提出された。具体例を見ながら考えよう。

ある文化人類学者が、あるインディアン³の家庭で共に暮らすことになった。ところが彼は、自分の家族をインディアンの指定居留地から離れた白人部落に住ませた。子どもたちが頼んでも、そこに来ることもインディアンの子もたちと遊ぶことも許さなかった。これを見たインディアンを含む一部の人は、人類学者が人種の偏見を示している（不当に差別している）と不平をいった。

ここまでの記述では、確かに、この人類学者は偏見から差別したように見える。しかし実は、このときインディアンの部落には結核が流行しており、彼が共同生活している家庭では、4人の子どもがすでに結核で死亡していた。彼はこの事を知っていたために、ただ自分の子どもを結核の危険から遠ざけようとしていたのである。

つまり人類学者の行為は、彼からしてみれば偏見からの差別ではなく、実際には十分に正当だと納得のいく理由を有していた。読者もこれを差別とは認めないだろう。だが重要なのは、現にその行為が「差別」といわれたということだ。ここで注目すべきは、ある行為が、差別であるか否かという判定が、誰から見ても同じよ

うには定まらなかったという事実である。この例では「行為の真の理由」とその「正当性」によって、判定が揺れ動いてしまったのだ。

このような事態は、特に統計的な実証研究の立場からは、非常に重く見られた。何らかの要因と差別との相関関係を調べるには、差別を測定しなければならない。そのためには、ある現象が差別か否か、一意的に同定できるような操作的定義が必要になる。だが、しばしば参照される Blalock [1967] が打ち出したのは、差別が負った「不当」という性質こそが、そのような定義を困難にしているという批判であった。

Blalock が批判の対象とするのは、「等しいものに対する等しくない取り扱い (unequal treatment of equals)」といった、1940-50 年代に提出された差別の定義である。彼の主張を要約すれば、以下のようなになる (Blalock [1967:16-18])。差別を行為として同定するためには、その行為がどんな基準を理由にして為されたか、さらにそれが不適切な基準なのか明確にしなければならない。だが、それを客観的に同定するのは難しい。

仮に、「等しいものに対する等しくない取り扱い」という定義を採用したとしよう。そして例えば、黒人と白人の二人の医師の一方が住民達に忌避されているとしよう。このとき、上の定義によって、この忌避が確実に「人種差別」だというためには、第一に、彼らが「等しい」と見なすためにレリヴァントな基準が彼らの諸属性のなかの何と何なのか、第二に、その行為が「人種」という、医師の選択においてイレリヴァントな基準によってなされたという事実が、いずれも客観的に知られなければならない。

だがそれは困難である。なぜならまず、二人の違いは無数にあるため、二人が等しいものと客観的にいうことができない。例えば、医師

であることは確実に等しいといえるが、それだけでは等しく良い医師であることは意味しない。また、二人の間にある無数の様々な違いのうち、特に人種が忌避の理由になっていることが客観的に観察できるとは限らない。したがって、実際の現象を差別として客観的に取り扱うことができない。Blalock は、これ以外の定義についても同様の批判を加え、差別の厳密な定義は困難だと結論する。

さて Blalock の批判は、直接には、誰と誰が等しいのかをめぐる客観的基準の不在と、行為の理由の客観的観察の困難を指摘したもののだが、「正当性」⁴の問題にかかわっていることは明らかだ。というのも先の差別の定義は、「等しきものは等しく、不等なるものは不等に扱われるべし」という、アリストテレスの正義概念とよく似たロジックをもつ。つまり差別を不当とする想定 A にしたがった規範的な概念化の、標準的なものだからだ。したがってこの批判は、こうした規範的な価値判断のためにつねに使用できる客観的な外形的基準が、存在しないことを指摘している。つまり、差別の定義に正当性のような規範的要素を含めると、その規範的な価値判断のためにつねに使用できる客観的基準がないため、分析者自身の主観的判断に頼らざるをえず（ある人々が等しいという判断、忌避の理由が彼らを等しく扱っていないという判断）、実際の現象を差別として客観的に同定することができないということになるのである。

この批判以来、差別の不当性を直接問題にするような要素を排しつつ、不当な差別をいかに概念化するかが問われることになった。というのは、Blalock の批判を受け容れると、差別概念の中に規範的な要素を直接組み込むことができないからだ。例えば、後述する海野 [1978]、坂本 [1986]、佐藤 [1994]、山田 [2000] は、

この批判を受け容れているが、そこでは、差別を不当なものとしつつ、分析対象として客観的に同定することの難しさが、克服すべき重要な課題だとされてきた。

かくして、想定 A～C によって構成される「同定問題」とでも呼びうる問いが、差別の一般的概念化を試みる論者たちによって、課題として引き継がれてきたのである。

2-2 社会的カテゴリー（集団）と差別

さらに、残りの想定 D と E を確認しておこう。想定 D は換言すると、差別はある個人の特性ではなく、例えば人種や性別といった社会的カテゴリー（集団）の成員であることに基づいている、という想定である⁵。これは古典的な偏見研究以来、極めて多くの社会科学的な差別定義に採用されてきた。

社会心理学的な研究では、基本的に差別は、認知における偏見またはステレオタイプが行動に表れたものとして概念化されている。個々人の特性を考慮しない過度なカテゴライズと敵意が合わさった非合理的な「偏見」によると見なすか (Allport [1961=1968])、近年の認知心理学のように認知の非合理性を要件としない「ステレオタイプ」によると見なすか (Macrae (eds.) [1996]) といった違いはあるが、複数の人びとをまとめて認知するカテゴリー化の帰結だという基本的な考えは変わっていない。したがって、「差別 (discrimination) は、ある社会的集団のメンバーに対して選択的に行う否定的な行動である」(岡 [1999:9]) ということになる。

差別の社会科学的研究が当初より、ナチスのユダヤ人迫害や、米国における人種差別によって駆動され、それ以外にも研究テーマとされる「差別問題」⁶がつねに障害者や女性や民族と

いった社会的カテゴリー（集団）を焦点とする現象だったためか、この想定 D は、極めて多くの論者によって受け容れられている。社会科学・社会哲学系の辞典や論文をいくつかひもとけば、そのことは容易に確認できるだろう⁷。

さて、この想定 D はさらに、複数の人びとを含む社会的カテゴリーではなく、ある個人の名前や独特な特徴に基づいている出来事は、差別とは対照的な性質を持つか、少なくとも差別ではないと見なす、想定 E に結びつけられている。多くの研究は一致してこの D → E を想定している。古いものと最近のものから引用しておこう。

「個人の性質に基づいた待遇の違いは、おそらく、差別として分類されるべきではないだろう。……差別は、個人自体の特殊な特徴を考慮しない、好ましくない区別である」（Allport [1961=1968:48]）⁸。

「差別のターゲットとなっているのは、ユニークなライフヒストリーを持った『個人』ではなく、例えば『被差別部落出身者』とか『障害者』という一般化された社会的カテゴリーである」（山田 [2000:123]）。「差別をすることは一般的なカテゴリーに対して行うことである」のに対して、差別と対照的な状況では「一般的なカテゴリーはそもそも最初から有効性を持たないのである。相手を個人として、生き生きとした出会いを経験したとき、私たちは差別することが難しくなる」（山田 [2000:104]）。

2-3 差別と差別問題の同一視（想定 A、B、D → E による問題）

このように疑われることなく前提されている想定 D と E であるが、少し考えると、これは次のような議論に展開されることが分かる。というのは、そもそも差別は「規範的に不当な

もの」として考察の対象となっており、同時に「差別は社会的カテゴリーがかかわるもの」とされている。差別にまつわる諸現象も社会的カテゴリーによって説明されている。ここから、先の引用のように、個人をあてにしたものは差別ではなく、場合によっては望ましいものだと見なされてもいる。これがいかなる意味を持つのかは、明らかだろう。つまり、差別という不当な現象が、社会学者が研究のフィールドとする差別問題の領域（ここでは差別される人々を指す社会的カテゴリーがつかねに見出されている）に、一致すると見なされているのである⁹。

果たして、このような考えは正しいのだろうか。これを「差別と差別問題の同一視」と呼ぼう。この考えを採用するなら、先の「同定問題」にも結びつく。つまり、ある現象が差別なのか否かを、規範的な価値判断を直接行うことなく、何らかの社会的カテゴリーがかかわっているか否か（差別問題の領域に入っているか否か）で、捉えようとするのである。本稿ではこの「同一視」は「同定問題」とのかかわりから検討する。

以上の議論の構造を整理しておこう。まず想定 A（差別の不当性）と B（論理的一貫性）は、規範的意味を付与された現象を概念化する際の大前提になる。次いで、概念化作業の条件とされる想定 C は、まさにその規範的意味を客観的に判断する基準がないという批判に基づき、規範的価値を直接組み込むような概念化を否定する。ここから、そうした価値判断を必要とせず、なおかつ対象を不当な差別に限定できるような概念化せねばならないという「同定問題」が生じている。他方、社会的カテゴリーがかかわるものこそ差別だとみなす想定 D と E は、社会的カテゴリーがかかわるか否かを、差別であるか否かの基準とする点で「同定問題」に結び

つく。この結びつきは実質的に、不当な差別という現象と社会的カテゴリー間関係が観察される差別問題の領域が、一致するだろうと考えられていることを意味する（「差別と差別問題の同一視」）。

3 差別の概念化の検討

以上、想定 A～E を確認した。それでは、これらの想定を前提としつつ、差別を一般的に概念化しようとする各議論の検討に移ろう。すでに見た「同定問題」は、差別を規範的に不当なものとして概念化したいにもかかわらず、正当性判断のために必要な基準が客観的ではないという批判に発していた。すると、この正当性にかかわる要素をいかに処理するかが重要になる。これを大まかに分類すれば、三つの対処法が見いだせる。

第一に、規範的価値判断が主観的だということから、観察者の主観的判断自体を概念化したり、告発の有無を同定基準として概念化する方法。第二に、そもそもの排除行為が正当化されているゆえにその不当性が見えないものこそが差別であるとし、排除行為と正当化言説の形式的構造として概念化する方法。第三に、社会的カテゴリー関係という D の想定（「差別と差別問題の同一視」）に絡めて、規範的価値判断を必要としないよう概念化する方法である。

検討にあたっては、まず各議論が想定 A～E を議論の前提としていることを確認する。ただし、想定 D（と E）もすべての議論に見られるが、不要な場合には省略する。次に各議論が、自身の前提がもたらす問いに十分に答えているのか、いわば各議論の前提の内側から内在的に吟味する。だがいずれの議論でも、期待に反する結論にたどりつく。つまり、分析対象を不当

な差別に限定するためには、結局のところ、分析者自身が実質的に規範的な価値判断を提示しなければならないという地点まで、引き戻されるのである。

3-1 観察者の主観的判断による概念化

ここでは、海野道郎と坂本佳鶴恵の議論を検討する。この両者は、重要な点で異なるが、ともに上の第一の方法を採用することで「同定問題」に答えようとしている。

3-1-1 主観的判断の理論モデル

海野 [1978] は、Blalock の批判を引き継ぎ、それ以前の定義が、科学的に客観的には定まらない「不適切さ」といった価値基準を用いているため、差別を同定できない点を批判する（想定 A～C）。そしてこれに対処するにあたり、差別の客観的同定が難しいのは、一方の行為者にとっては不当な差別に見えるものが他方には当然のことに見えるからだと述べた上で、次の理論モデルを提出し、計量分析への応用を示唆する。

行為者 A と行為者 B が、関係の集合 R 中の一要素 r_i の関係において接触したときに、A が B に対して行う行動を b_{AB}^i とする。また、A と C が関係 r_i において接触したときに、A が C に対して行う行動を b_{AC}^i とする。このとき、(1) A が b_{AB}^i と b_{AC}^i とを基準 α によって区別し、(2) ある判断者 X が、 b_{AB}^i は b_{AC}^i よりも好ましくない ($b_{AB}^i < b_{AC}^i$ と記す) と判断し、かつ (3) b_{AB}^i と b_{AC}^i とを区別するのに A が用いた基準である、と X が認知した基準 ω を、正当な基準でないと X 自身が判断したとき、X は、 b_{AB}^i を「差別行動」と呼ぶ。また、A と B、A と C が

関係 r_i において接触したならば生じる行動 b_{AB}^i 、 b_{AC}^i が上述のような性質をもつであろうと X が予測するとき、 X は、 A と B は関係 r_i において差別状況にある、という (海野 [1978:101-102]、改行省略)

この理論モデルにおける判断者 X は、行為者 A 、 B 、 C 、外部観察者 O のいずれかである。外部観察者は当該社会に属さない者とされる。一見してわかるようにこの概念化の特徴は、あくまで「判断者 X にとって差別である」という点にあるだろう。このとき、実際には A 、 B 、 C 、 O のそれぞれが判断を行うのであり、全員一致でないかぎり、目の前の行動や状況について「差別である」と判断する人と「差別ではない」とする人とが、共存することになる。

さて、このモデル自体には論理的な誤りもない。また経験的にも、様々な差別事例が紛糾するのは、正当性に関する当事者たちの主観的判断が一致しない事態によるのは確かであり、このモデルは、当該社会の社会的コンフリクトの布置について、かなりの把握を可能にするだろう。

だが注意すべきは、海野がここで、差別を客観的に同定・計測するという目的を維持しているのか否かである。というのも、このモデルによって客観的に同定されるのは「ある人々は差別と呼ぶが他の人々は呼ばないかもしれない出来事」であり、想定 A はすでに無効になってしまうからだ。すなわち、このモデルに従って海野が不当な差別を扱うというのなら、結局彼自身が X の立場から、行為の基準 ω とその正当性について判断を提示しなければならない。つまり、分析者自身の規範的価値判断が求められるという地点にまで、引き戻されてしまうのだ。

以上のように、「同定問題」の解決にはなっていないものの、海野のモデルは現象の規範的な判断に関する、有効な見取り図を与えてくれる。それでは、このモデルに近い (が全く異なる) 概念化を行った、坂本 [1986] の定義を検討することにしよう。

3-1-2 「告発」による定義

坂本は差別を定義するにあたって次のように述べる。「今日明らかに差別である事柄が、長く区別として正当化されてきたことが知られているが、同時に差異や価値の全てを差別とできないことも明らかである」(坂本 [1986:24-25])。ここで述べられているのは、差別が不当だということ (想定 A)、そして、だからこそ、分析対象となる差別を正確に識別することが必要だということである (想定 B)。ここで、坂本の定義には、差別とそれ以外とを異なるものとして扱い、同定する性能が期待されていることがわかる。

そのうえで彼女は、海野や Blalock にならって、規範的価値判断を要素とする既存の定義の同定不可能性を指摘しつつ (想定 C 、坂本 [1986:30-31])、同時に正当性の要素を欠落させてはならないとも述べる。では彼女は正当性の問題をいかに処理するのか。彼女は、既存の定義が社会現象を「実体視」していると批判して次のように述べる。「差別が判定者を有する価値判断であることに注目すべきである。〔原文改行〕……差別は予め存在するのではなく、判断され、指摘されるという告発作業に内在するものである」(坂本 [1986:31])。

かくして、次の差別定義が提出される。「差別とは、成員のカテゴリー間の同一性に関わる正当性の基準に基づいて告発された事象である」(坂本 [1986:31])。

さて、この坂本の定義は、海野のモデルで「判断者 X が差別と呼ぶ」とされていたものを「告発された事象」とし、また $b'_{AB} < b'_{AC}$ の基準 ω の正当性に関する判断基準を、「カテゴリ一間の同一性に関わる正当性の基準」としたものだといえる¹⁰。しかし坂本と海野は重要な点で異なっている。「差別とは……告発された事象である」という部分である。

現象の「実体視」を批判し「告発 (claim)」によって捉えるといえ、すぐに思いつくのは、Spector & Kitsuse [1977=1990] に始まる、社会問題の構築主義的アプローチである。まずは坂本と Spector らとの異同から検討してみよう。

社会問題の構築主義的アプローチは、それ以前の、社会問題を逸脱行動（規範の侵犯）や社会解体（社会システムへの逆機能）によって定義する理論を批判して登場した。このような理論に対する Spector らの主要な批判は、まさに、規範や機能を基準にすると、研究対象とする社会問題を分析者の主観的価値判断を離れて客観的に同定することが不可能だという点にあった（想定 B、C。Spector & Kitsuse [1977=1990:39-60]）。

かくして彼らが提出するのが、「社会問題」を告発すなわち「クレーム申し立て活動」として定義する方法である。「社会問題は、何らかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動であると定義される」（Spector & Kitsuse [1977=1990:119]）。

この定義によって同定される「社会問題」とは、ある事象が社会問題であるか否かというリアリティが構築される過程であり、「どのようにクレームが組織化されていくか」を問う分析の対象となる。この構築主義的分析において重要なのは、クレームが言及する「価値」や「事

実」などは、クレームを申し立てる行為者が用いる言語的資源に過ぎず、その正しさや善さや真偽は分析にとって意味をもたないということだ。何が本当は正しいのかという判断への参与は、分析者の主観的判断として禁じられる（Spector & Kitsuse [1977=1990:150-151]）¹¹。

この Spector らと坂本の議論は一見すると似ているが、決定的に異なっている。それは、Spector らが「クレームの過程」そのものとして告発の真偽や対象の善悪や正/不正を問わないのに対し（想定 A の欠如）、坂本が差別を不当なものとして想定しつつ（想定 A）「告発された事象」、つまりクレームの指示対象とする点である¹²。

この重要な違いは、坂本に Spector らにはない二通りの問題をもたらす。第一に、不当ではないものを差別としてしまう。先の人類学者の例を考えてみよう。彼の行為は不当な差別とは呼べないだろう。だがその行為は、一部の人びとによって差別として告発された。坂本の議論の前提と定義に忠実であるならば、告発された人類学者の行為は、差別として同定されてしまう。

第二の問題は逆に、告発の試みが告発となり得るとは限らないということだ。草柳 [1995:190-191] によれば、クレームは、その内容を真として受け取られて初めて成立する¹³。坂本の差別の定義に従うと、告発が受け取られなければ、差別がないことになる。そしてもし、告発を受け取るのが研究者自身であるなら、結局、それを真とみなす彼（女）自身の価値判断が要求されるのだ（想定 C への抵触）。坂本は実質的な価値判断を必要とする定義の同定不可能性を指摘している。だが、同じ理由で坂本自身の定義も「失敗」していることになる。

坂本の議論は、差別の告発が、何らかの正当性の規範と当の事象との不一致を指摘する作業

であることを、明確化したという意義はある。だが結局、告発自体を基準として差別を客観的に同定できるかといえば、できないと結論せざるを得ないだろう。ここでも確かなことは「告発者（判断者X）はその事象が差別だといっている」ということ、そして、研究者がある現象を差別として議論したいのなら、それを不当とする理由（告発を承認する理由）を、具体的に提示せよということだ。海野同様、やはりこの地点まで引き戻されてしまうのである。それでは次に、先述の第二の方法をとる試みを検討しよう。

3-2 排除行為と正当化言説による概念化

ここでは第二の方法、排除行為と正当化の言説の組み合わせによる概念化を検討する。

江原由美子 [1985] は、Memmi [1968=1971] を参考としつつ、差別は無根拠ゆえに不当な不平等を生み出す排除行為なのだが（想定A）、その不当な差別を理由づける正当化の言説がつねに仕組まれているのだとし（想定Cへの対処）、差別の一般的な形式的分析を試みている。江原の場合、差別の同定を可能にするような概念化を行うと述べてはいない。だが、もしこの分析が江原のいうように、まさに不当な差別の一般的分析であり、不当ではないものには妥当しない分析ならば、それは想定A～Cを満たす差別の概念化だということになる¹⁴。

江原 [1985:84-91] によれば、差別は次の二つの契機からなる。まず第一に、集団Aによって、「Aが-Aでないのは、-AでないのがAであるから」という同義反復的な排除行為がなされ、排除された集団-Aの成員は集団Aが持つ基本的権利を否定される。だがこれは同義反復にすぎず無根拠な不平等であることが明白である。そこで第二に、-Aとカテゴリ

ー化された人々の集合がBという属性をもつ（ $\neg A=B$ ）ことが強調される。例えば「女は出産する」など。集団Aは属性Bを持たない一般として示される（ $A=\neg B$ ）。例えば「男は出産しない」などが考えられる。この操作によって、Aからの-Aの排除は、Bという差異を実在的根拠として示され、無根拠な不平等が正当化され隠蔽される。

この概念化によって描かれる差別は、以下のようなになる。まず社会全体が被差別者（例：障害者や女性）を排除し、彼らの都合を考慮しないで構成されている。この排除によって、被差別者は不利な扱いを受ける（例：就職・昇進ができない）。だがその排除は、被差別者の持つとされる差異（例：障害や出産）によって正当化されている。そのため、被差別者がこの処遇を批判しようとする、その差異についての認否を迫られる。差異があると答えれば不利な扱いは当然だということになる。ないと答えても不利なままである。なぜなら、そもそもの排除によって社会そのものが被差別者の事情に合わなくなっているからだ（例：障害者の利用が困難な設備、家事との二重労働）。

江原の立論では、この差別が不当なのは第一にそもそもの排除が無根拠で不当だから、第二に正当化の言説によってその不当な排除の解決がいつそう困難になるからである。第一の不当性は次のように一般的に論証されている。そもそもの排除行為が無根拠だといえるのは、実際にはすべての人々がみな異なっているのに、なぜ被差別者と差別者との間にあるとされる差異だけが「カテゴリーとして」被差別者を一括処遇することを必要とするのか、十分に説明できないからである。例えば、能力という差異が人々の間にあったとしても、「障害者」と「健常者」とを分けて別々の待遇を行うことを必要

としない。カテゴリー分けせず、個々人の能力に見合った待遇を行えばよいからだ。だが実際には逆に、「障害者」であることが能力を判断する指標とされているのだ(江原 [1985:86-90])。

さて、この議論はかなり説得的であり、被差別者の被る困難がこのように成立していることは確かだろう。だがやはり問題は残っている。それは、この排除行為と正当化言説の形式的構造が、すなわち不当な差別の構造なのか、という問題である。

例えば、江原自身 [1985:65] が不当な差別と全く同じ構造をもった不平等だと述べる、子供と大人の不平等を考えよう。我々は常識的に、未成年者に選挙権を与えないことを「政治的判断において未熟であることが多い」などとして、正当化する¹⁵。だが江原の議論では、これを江原が不当だと見なす差別と区別できない¹⁶。子供も大人も実際には多様なのであって、カテゴリー分けせずに個々人を評価すればよいはずだ。実際には、子供というカテゴリーが有権者の能力の指標とされているのだ。このように、まったく同じロジックが成り立つ。だから、江原の分析が差別の不当性を一般的に論証しているのなら、未成年者に選挙権を与えないことも同じく不当として扱わねばならない。だが江原はこのことについて口をつぐんでいる。

この推論から、ただちに次のことがわかるだろう。この同じ形式的構造は、我々が不当だとは考えない区別や不平等扱いにもしばしば見出せるのだ。実際江原も、大人と子供の不平等な区別を不当とは述べていない。だがもしも、この排除と正当化言説の形式的構造こそが一般的に、不当な差別の構造として分析されているなら、それらはいずれも不当だとしかいえなくなる。すると、不当な差別をこそ分析対象とするという当初の想定 A 自体が、論理的に無意味に

なってしまう。

したがってもしも、そのような区別と正当化理由をあわせ持つ不平等のうち、どれかを批判しどれかを擁護するのなら、やはり何らかの規範的判断の理由を具体的な出来事に即して提示せねばならないことになる。ここでもやはり、海野や坂本と同じ仕方で、同じ地点まで引き戻されてしまうのである。

3-3-1 (一見) 規範的判断を含まない概念化

つぎに、エスノメソドロジストの山田富秋 [2000] の議論を検討する。山田の議論は差別の不当性を問題視しつつ(想定 A)、佐藤 [1994] がおこなった Blalock 同様の指摘を受け(想定 C)、一見すると正当性判断の要素を含まないような差別行為の定義を示しながら「権力作用」という概念によって差別を説明する一般モデルを組み立てている(想定 B)。この差別の定義は「同定問題」に対処する第三の方法にあたる。また「権力作用」のモデルは先の江原同様、差別をうむ仕組みを形式的・一般的に取り出す試みである。まずは差別定義の方から検討しよう。

山田の定義は「差別とは、[a] 社会のあるカテゴリーにあてはまる成員を、本人たちの生きている現実とは無関係にひとくくりにして、価値の低い特殊な者と見なすことによって、[b] 彼らを蔑視したり、虐待したりすることである」(山田 [2000:109]、角括弧内は引用者)というものである。これは一見すると確かに、正当性にかかわる要素を排しているように見える。だがよく見れば、これは実質的に、偏見的な攻撃行動を差別とする Allport 以来の古典的概念化と等しい(2-2 参照)。a は非合理的な偏見であり、b は攻撃である。だが「現実と

無関係に一括した低い価値づけ」なのか否かは現実の評価の正しさに依存するし、攻撃の不当性は正当な理由の有無に依存する (Pettigrew [1982=1985])。山田は佐藤にならって想定Cを受けいれているので、この定義は彼自身の前提と矛盾しており、「失敗」していることになる。

3-3-2 権力作用による差別のモデル化

山田はさらに、江原 [1988] から示唆を得た「権力作用」の概念を用いて、差別を形式的にモデル化している。彼の考える「権力作用」とは、一言でいえば「自明の常識を維持する何らかの力」である。

山田 [2000] のモデルを要約するとこうなる。人々は、さまざまな社会的カテゴリーについての知識¹⁷を「支配的文化」から自明の常識として与えられている。それを用いて相互行為を共同達成し、絶えず社会的現実を作り上げている。「支配的文化」が共有知識となっている(と行為者が自明視している) ことによって¹⁸、相互行為は疑われることなくつねに一定の仕方で組織化され、「支配的文化」は自明のものとして維持される。この社会的カテゴリーが非対称的なものであるとき、成員間の非対称的な(差別的な)関係が現れる。だがその関係は「支配的文化」であるため、多くの人はそれを当然と見なし、変革しようとする試みは異常として排除される。このようにして差別が発生し維持される。

この「支配的文化」を疑わずに維持する過程のうえに、それを駆動する何らかの力の存在を、理論的なブラックボックスとして仮構したもの、それが山田のいう「権力作用」である。つまり、この概念自体は一見すると説明概念のように見えるが、実際には分析および批判の対象として

仮構されるものでしかなく、理論の実質的な説明力が増すわけではない¹⁹。また、自明の常識を維持する実践は実際いたるところで行われており、自明視された非対称のカテゴリー関係そのものも、不当な差別以外にも見られるものだろう(例えば大人と子供、教授と学生)。つまりこのモデルは、江原の形式的概念化と同様、不当な差別のみに該当するわけではない。

したがって、このモデルが(自明視ゆえに不当に見えない)差別を捉えるものだというのなら、このモデルに該当する現象はいずれも同じく不当と見なさないと、論理的に一貫せず想定Aが無意味になる。そうしないためには、やはりここでも、それなりの規範的判断を積極的に示さなくてはならない、という地点に引き戻される。結局ここでも結論されるのは、具体的事例についての規範的な判断を積極的に提示しなければ(山田の場合、現実の評価の正しさや、非対称な関係や攻撃の不当性)、差別を同定することができない、ということである。

最後に、山田の定義およびモデルについては、成員間の非対称的關係についての知識を、複数の人々を「ひとくくり」にする社会的カテゴリーの知識に、しかも差別問題の被差別者を指すカテゴリーに限定していることに留意したい(2-2の引用を参照。想定D、E)。彼の理論が形式的な装いをとりつつ、不当な差別に対象を絞った議論に見えるのは、この社会的カテゴリーという要素によって、自らの議論をわれわれが多かれ少なかれ不当だと知っている差別問題の領域に重ね合わせているからにすぎない。

だがそもそも、個人の対概念としての社会的カテゴリーに対してなされるのが差別だという想定自体、奇妙なものに見えないだろうか。例えば、一市民Uさんが、ただUさんであるというだけの理由で、市の行政サービスを拒否さ

れたとしよう。これは不当性の明白な差別だろう。だが、社会的カテゴリーがかかわるものこそ差別だと考えるならば、これを差別といえなくなってしまう²⁰。

社会的カテゴリーと差別の結びつきについての想定は、根強いものがある。そこで次に扱うのは、この社会的カテゴリーを直接焦点にすえる概念化である。

3-4 不平等と社会的カテゴリー化による概念化

佐藤裕 [1990] も、先述の第三の方法にあたる。彼は人種、民族、性、障害など、様々な差別問題の不当性を強く意識しつつ「差別とはいったいどのようなものか」(佐藤 [1990:77]) という一般的な概念化を試みている(想定A)。後述するように、佐藤はこの概念化によって、差別と、差別と呼ばれることもあるが差別ではない単なる序列関係を、識別することができると考えている(想定B)。

さて実は、佐藤がその識別に用いるのが、社会的カテゴリーである。佐藤はまず、差別現象をタテの序列化とヨコの遠ざけという二つの軸の合成と見なす。タテの序列化とは、例えば年齢、学歴、能力、収入、家柄など、様々な属性による不平等²¹ 一般である。佐藤によれば、こうした不平等も差別と呼ばれることがあるが——例えば、学歴による差別、家柄による差別など——これは差別とはいえない。なぜなら「学歴などの序列的な指標による不平等と、ある決まった人々のみが特に不利益を受ける差別とを同じ概念で表すことに無理があるからである」(佐藤 [1990:79])。では、この「決まった人々」を指定するものは何か。これが社会的カテゴリーだとされるのである。

差別は「見下し」と「排除」という行為の

合成として概念化される。タテの不平等に対応する「見下し」は、何らかの評価軸を用いて相手を貶めたり不利益を与える行為であり、その「核心となるのは、ある評価軸が問題になっている局面に別の評価軸を持ち込み、序列関係を転換させ」(佐藤 [1990:80]) することだとされる。ヨコの遠ざけに対応する「排除」は、ある行為者(差別者)が恣意的な基準を用いて一方の行為者(共犯者)を同化しつつ、別の行為者(被差別者)を締め出すことで、差別する側/される側という二つのカテゴリーを構成する行為だとされる。佐藤によると、「この被差別集団のカテゴリー化、という事実こそが、差別をそれ以外の不平等現象と区別する」(想定D、E。佐藤 [1990:79])。そしてこの排除行為の恣意的基準として「障害者/健常者」「女/男」といった、言語的な「二分法的カテゴリー」が用いられるとする。したがって先に述べたように「学歴差別」が差別と呼べないのは、排除による二分法的なカテゴリー化が社会に存在しないからだ、佐藤は考えているはずだ。

この概念化によって分析されるのは、例えば結婚差別や差別発言である。IとJが結婚しようとしているときに、差別者KがIを自国民として同化しつつJを外国人として見下し、排除する。このとき、差別されたJは、KとIが同化して示されることで、I(共犯者)からの見下しをも感じてしまう。

上下関係の評価とカテゴリー的な区別による概念化は、偏見論以来のもので目新しくはない。とはいえ、この分析自体は、差別現象のいろいろな性質を平易に説明でき、有意義なものである。だがここでは、排除によるカテゴリー化の有無が、差別と単なる不平等とを分けるという想定Dに基づいて、世間で差別といわれていても学歴や年齢による不平等は差別ではな

い、とされていたことに注目しよう。「同定問題」からみて、佐藤が差別とその他を分ける同定基準とするのは、この点である²²。

だが実は、佐藤自身の枠組で、典型的な年齢差別や学歴差別が分析できる。例えば年齢差別といわれるものに、就職時の年齢制限²³がある。ある企業が「50歳未満」などの採用条件を課すことで、若年者を同化し中年を排除する。職業に求められるのが「その仕事の能力」であるなら、「年齢」によって人を評価するのは「見下し」に該当するだろう。ならばこれは佐藤の概念化にあてはまる。結婚時に「高校も出てない奴……」として拒絶されるなら、学歴差別の例になる。

では、なぜ佐藤はこうしたものを差別と考えなかったのか。それは彼が「社会の全ての人々」(佐藤 [1990:81]) の中でつねに決まったカテゴリーになされるものこそ差別だ、という強い想定Dをおいているからである。例えば佐藤が明らかに差別だと認めるのは、障害者差別や女性差別などの差別問題だが、そこでは被差別者を指すカテゴリーが「社会全体」で決まっているように見える。それと同じ「社会全体」の範囲を見渡せば、学歴や年齢は、例えば「50歳以上」はつねに排除されているわけではない。

だが考えてみれば、ある「社会」でつねに決まった人々を指示する二分法的カテゴリーが見出せるか否かは、その「社会」の範囲をいかに設定するか、完全に依存している。先に見た学歴や年齢による排除も、その企業や家族を「狭い社会」として設定すれば、排除されるカテゴリーは二分法的に決まっているのである。逆に、外国人差別など差別問題の被差別者であっても、国際社会などの「広い社会」を設定すれば、つねに決まって排除されるカテゴリーとはいえなくなる。つまり、年齢や学歴が二分法

的基準でないというのは、佐藤の主観のなかで暗黙に自明視された「社会」の設定次第でしかない。逆にこの暗黙の自明視を除くと、そもそも排除行為がカテゴリーを構成するとされるのだから、ミクロな場面の一時点では、排除される人々はカテゴリー的に一定だとしかいえない。

したがって佐藤のように、差別と他の単なる不平等とを、「社会的カテゴリー化」の有無によって、あたかも客観的に識別できるかのように論ずるのは誤りである。数々の差別問題でつねに社会的カテゴリーが使用されており、たとえばそれらの差別問題がいずれも不当であったとしても、社会的カテゴリー化の有無によって、現象を不当な差別か否か同定することはできない。

多くの研究者は、差別を考察するにあたり、さまざまな差別問題について研究してきた。そして差別の特徴を概念化する際には、差別問題についての知見をもとにしてきた。かくして、差別問題の領域に共通してみられる社会的カテゴリーを、差別の不可欠の要素と見なす想定DやEが、伝統的に受け容れられている。佐藤の複雑な理論は、この「差別と差別問題の同一視」によるものだろう。

だが、佐藤が差別問題の共通の特徴と考える社会的カテゴリー化を基準としても、彼自身が不当だと考える差別に議論の対象を限定することすらできなかった。結局「差別と差別問題の同一視」は破綻したのである。

これで、差別の一般的な概念化を試みる諸議論の検討を終える。「同定問題」と「同一視」については、のちほど振り返ることにしよう。次節では、諸議論が直面した困難に対する、本稿なりの解法を提示したい。

4 規範的な現象の社会学的概念化

これまでの検討をまとめよう。いずれの議論も、差別をあくまで不当な現象としつつ、それを具体的事例にそくした規範的な価値判断を行わずに捉えるような概念化を、つまり「同定問題」の克服を目指した。だが逆に明らかになったのは、結局それらの試みも「同定問題」の克服には「失敗している」ということである。

だが、彼らが提示した差別現象の分析自体に意味がなかったのだろうか。そうではない。いずれも、不当な差別を含む現象の性質について一定の説明力を持っていた。ここで、次のような問いを立てることが許されるだろう。これらの議論を失敗とせざるをえない問題設定そのものが、不必要な前提に基づく疑似問題だったのではないか。

4-1 規範的差別概念の成立と差別の原義的意味

上の問いに答えるにあたり、いったん差別という語彙の成立に立ち戻ろう。

英語の差別 (discrimination) は、もともと「弁別・識別する、認める (to discern)」を意味するラテン語の “discernere” に由来する。この意味の動詞 “discriminate” が文献に登場したのは 17 世紀前半のことである²⁴。この用法においては、差別を不当とする規範的な意味づけはなされていない。

動詞 “discriminate” が不当性を帯びた「人種差別をする」の意味で公に登場したのは、1866 年が初めてだとされる。それは、アメリカ大統領ジョンソンが、議会の公民権法案に対して拒否権を行使したときの、「議会は、この法案によらずとも、白人と黒人を差別するあ

らゆる法律を廃止することができる」(Banton [1994:6]) という発言であった。これは、政治的思惑と絡みながら、奴隷の法的自由が一応保証されることになった時期と重なる²⁵。

ここからわかることは何か。第一に、「弁別する・識別する」という形式的な用法があった。これを仮に〈差別 1〉と呼ぼう。やがて近代人権思想の普及をうけ、規範的な意味を付与された「人種差別」という用法が登場した。これを〈差別 2〉と呼んでおく。そして、当初〈差別 2〉は「人種差別」として用いられたけれど、現在は性や居住地や障害や階層その他の様々な基準において使用されている。このことは重要である。すなわち、当初の「人種」以外の領域についても、次々と〈差別 2〉の適用領域が拡大されていったということだ。いわば〈差別 1〉の形式を備えた個別具体的事例について、それを不当とするための理由づけに基づいて、「実は〈差別 2〉である」ことが発見されていたのだ。

要するにこうである。差別という規範的概念はそもそも、〈差別 2〉 = 〈差別 1〉 + 〈それを不当とする道徳的理由と具体的証拠〉として成立している。そして具体的な現象を実際に〈差別 2〉として同定するためには、あくまで、その現象を〈差別 2〉として直接批判するための判断理由と、その理由を満たす具体的証拠を、事例の内容にそくして提示する必要がある。

すでにわかるとおり、今回検討した諸議論が「失敗している」ことになってしまうのは、事例の具体的内容にかかわる価値判断を直接行わず、あるいは主観的価値判断として放棄し、具体的内容に依存しない形式的要素に議論の水準を移行させたからである。例えば、理由を提示する告発が存在することを基準にしたり、排除とそれを正当化する言説との総体を形式的に取

り出したり、何らかの社会的カテゴリーを基準とすることで、解決を図ろうとしたからなのである。

しかし実際、いずれの概念化においても「不当な差別を捉える」ためには、結局それを不当とする規範的・道徳的な価値判断を行わなければならない、ということがここまでの考察で明らかになった。

4-2 「失敗」ではなかった差別の定義

この混乱を解決する方法は単純である。第一に、例えばあらゆる区別的な取り扱い（〈差別1〉）に対して「差別」の語を与えてしまってもよい。だがそこで、それらの全てが必ずしも不当な現象だとは考えない。規範的意味を問題にする場合には、この「差別」概念が適用可能な現象それぞれについて、不当か否かあらためて検討するのである。

この仕方は、Banton [1994:1-9] も提示している。彼は、人びとのクラス分けに基づくあらゆる異なった取り扱いを「差別」とする、という「客観的定義」を採用する。例えば、家族や民族や国家などもすべてこの意味での「差別」であると考えている。そしてその定義を採用した後に、その異なった取り扱いが道徳的に正当か否か、合法的か否かといった検討を行うことで、議論の混乱を避けられるとしている。

第二に、あくまで差別に規範的意味を与えた定義もできる。何らかの上下関係を伴う異なった取り扱いや区分けについて、それが平等や正義といった規範的・道徳的原理に照らして不当だとか、その取り扱いを説明する理由が正当ではないと考えるときに、それが「差別」であるとするのである。このような定義としては「等しいものに対する等しくない取扱い」のようなものも、あるいは、ごく常識的で単純な

「不当な区別」も候補となりうる。これらは従来の議論が失敗と見なした当のものである。だが、これを失敗とする理由はない。ある出来事を正当ではなく不当なものとして扱うためには、読者も認めるような道徳的原理に抵触していることを、何らかの仕方で説得的に提示していくしかない。

また、このような定義を行った上で、具体的事例を離れたレベルで考察を行うこともできる。その際の課題は、差別の概念と他の規範的概念（例えば平等や正義）との原理的な関係进行分析したり、財や機会や評価の望ましい分配を構想するといった、すぐれて哲学的な探究になるだろう。

4-3 規範的現象を扱う「2つの方法」

上の議論を、一般化してまとめよう。規範的な意味をもつ現象を概念化する議論は、〈方法1〉具体的事例に関する規範的価値判断とその理由提示を必要としない要素のみによって形式的に構成する。この場合、分析対象の規範的な価値についてはひとまず問えないことになる。こうした概念化は、その現象のメカニズムを一般的にモデル化し、ある程度個別的な文脈を離れて形式的に説明するといった分析に有効である。そうして分析された対象の規範的意味を問う場合には、何らかの道徳的原理に基づく議論が必要になり、いずれ〈方法2〉へと移行する。

〈方法2〉具体的な規範的価値判断を必要とする要素を含ませて構成する。ここでは、その現象の正当性や不当性を構成する要素は何か、といった原理的な作業自体が重要な仕事となる。さらにその概念を具体的な対象に直接適用する際には、分析される当該事例そのものの規範的な価値に関する判断とその理由を示す必要があ

る。

ただし、この方法の区別は、議論そのものが分析対象の規範的意味を問うか否かに、依存している。つまり、ある現象について実質的な価値判断を直接求められないように概念化しても、その概念に当てはまる具体的な対象を正当/不当なものとして扱おうとするならば、結局その対象を特定する段階で、あらためて分析者による規範的な価値判断が求められる。本稿で検討した各論者の試みは、こうしたものであった。彼(女)らは〈方法1〉に則って形式的概念化を行おうとしたが、彼(女)らの意図に反して、その議論の対象を差別のみに限定できない。そこで不当な差別のみを特に捉えるためには、結局〈方法2〉へ移行せざるをえないと結論されたのである。反対に、何らかの規範的価値判断をじかに含む形で概念化しても、その議論が分析対象の規範的意味をそもそも問わないのならば、分析において価値判断の理由提示が要請されることはない²⁶。

以上の2つの方法を明確に区別する必要がある。それ以外に論理的な混乱は免れられない。さもなくば、〈方法1〉のような仕方で構成した概念に該当する現象を、全て同じく不当(または正当)だ、と見なす立場をとるしかない²⁷。だがこの場合、該当する現象について態度を保留することすら、論理的な一貫性を欠く「二枚舌」だということになる²⁸。

上の2つの方法を区別する、積極的なメリットもある。第一に、さまざまな研究の立場や性格を、正確に理解できるようになる。第二に、規範的な意味を与えられた社会現象に対して、冷静に分析し柔軟に対応できるようになる。第一の点から述べよう。

たとえば、本稿で検討した諸理論の一般的概念化も、みな失敗ではなかった。それらが〈方

法1〉に則っていると理解すれば、先の諸議論はいずれも、ある視点からは差別的に見える現象を、ある程度文脈を離れて一般的に説明する理論として、一定の成功を収めている。またその説明から実践的な目的に資する知見も生み出されている。それらは2つの方法を混同した限りでのみ、「失敗」といわざるをえないというだけだ。問いの立て方が誤っていたのである。他方、さまざまな事例研究は、その具体的事例の証拠に基づいた分析を通じて、ある人々が経験する苦しみが不条理な差別だとしか考えられないということを遂行的に示す〈方法2〉の議論なのだと理解できる。差別の定義が失敗しているといわれ続けているにもかかわらず、差別の事例研究が可能であり続けたのは、そもそも「同定問題」をみたくような概念化が必要なかった、ということなのである。

そして次に、2つの方法の区別は、さまざまな現象について冷静な分析を可能にする。〈方法1〉にしたがえば「同じ」としか分析できない現象も、事例によって批判するか擁護するかを論じ分けることができるのである。例えば〈方法1〉の意味で「差別問題と大人と子供の不平等は同じ構造を持つ」としても、〈方法2〉の意味で「同じく不当なものなのか」といった混乱を招く必要はなくなるだろう。

もちろん、〈方法1〉にしたがった分析が、不当な社会現象の実際の解決に無効なわけではない。この目的のために、その分析が不当には思えない現象にも該当するというのを、否定的に考える必要は何一つない。なぜなら、ある現象を形式的に概念化し、その一般的なメカニズムが理論的に分析できるのなら、そこにあてはまる各事例について、様々な方策を考えることはできるからだ。一般的分析によって得られた知識を、個々の具体的事例に適用するかし

ないか、その「選択をくださるのは、意欲する人間の課題である」(Weber [1904=1998:33])。

4-4 混乱の解体、新たに生じる理論的問題

最後に、ここまで検討した差別概念について、諸想定同居による混乱が生じたわけを分析してみよう。それは第一に、アプローチの違いによってすでに問われる必要のなくなった問いを、再検討無しに放置してしまっただけからである。

そもそも Blalock によって「同定問題」が指摘されたのは、細かな具体的文脈に依存しないような客観的指標によって現象を測定することが必要なアプローチだったからに他ならない。対して、検討した近年の諸議論や、あるいはさまざまな事例研究は、研究者自身が先に何らかの不当性を見定めた現象について、それがどのような具体的文脈にあるのか内容を描きながら、分析するというアプローチである。例えば江原の議論でも実際には、純粋な「形式的構造」のみならず、昇進において性別が問題にされるといった具体的内容を指定している限りで、不当な差別の分析たりえていたのである。このためには、分析に先立って純粋に客観的な外形的判定基準を与える必要など、まったくない。そのことが明らかにされなかったのだ。

第二に、差別現象についての理論的関心が、一定の人々が排除される何らかの差別問題への関心と同一視されてきたことがあるだろう。つまり、規範的に不当な差別と、通常社会科学で不当だと見なされている差別問題の領域の、外延を一致させる概念化をしなければならないという思いこみである。この傾向が想定 D や E と結びついていることは見やすい。というのも、研究者たちが主題としてきた差別問題にはいずとも、性や人種など、社会的カテゴリーが関与しているからだ。

そしてさらに古典的な偏見研究以来、差別問題の当事者の経験も、もっぱら社会的カテゴリーの使用のみによって説明されてきた。その当事者がしばしば経験する、ゆえなく低く評価されたり、自分の「人格にふれる対応が出てこない」(要田 [1999:31]) といった事態も、すべて社会的カテゴリーの使用によって説明されている。社会的カテゴリーが否定的意味を固定されていたり、多数の人を一括処遇するものであるために、個人に適切な対応が柔軟になされないのだと。

こうしたことから、差別の規範的不当性の水準と、社会的カテゴリーの関与が認められる差別問題の領域の水準、さらには社会的カテゴリーによる差別的経験の説明の水準という、まったく異なる3つの理論的水準が、「同じものを論じているはずだ」という思いこみによって混同され、奇妙な三位一体をなすようになったのだろう。

本稿ではこのうち、差別の不当性と差別問題の領域(社会的カテゴリー間関係の有無)の、水準の違いを指摘したことになる。ここで新たに、差別的経験と社会的カテゴリーとの結びつけ(想定 D → E) は必ずしも正しくないということも指摘しておこう。というのも実際に、特定の個人を対象とした出来事でも、上述のような経験は生じるからだ。例えばイジメと呼ばれるものである²⁹。だとすれば、差別的経験を説明するメカニズムについて、「個々人の差異を無視した社会的カテゴリー」よりも深いレベルで理論化する必要がある。当然、想定 D と E の結びつけも見直さなければならないだろう³⁰。

5 おわりに

社会学においても、対象とする現象の正しさ

や善さについての関心は高まり続けている。近年、リベラリズムや多文化主義などといった、さまざまな政治哲学的な議論への接近がはかられているのも、そうした関心の現れであり、また学的にも望ましいことだろう。本稿では特に、差別概念を題材として、規範的な意味を付与される現象についての、社会学的な概念化の問題構造について検討した。だが、これが差別概念だけの問題ではないということは、明らかだと思われる。

例えば、「権力」についても、「権力」に文脈に依存しない一般的概念化を与えつつ、「権力批判」の理論であろうとして、同様の混乱が生ずることがある³¹。「権力」を否定的にばかり語るが、あれもこれも同様に「権力」と呼べるのなら、すべて拒絶されねばならないのか、と³²。出来事の「公共性」をめぐる政治哲学的論点においても、同様の論理的構造を持った問題が生じている³³。社会心理学的研究でも、例えば米国では「偏見」「レイシズム」についての「同定問題」が生じている³⁴。本稿は、これら様々な規範的問題に関わる議論において、いちいち混乱しないようにするための、一つの提案なのである。

注

- (1) 本稿における概念化という言葉は、対象を形式的に定義する試みや、他の現象を指す概念と関連づけたモデルを構築する試みなどを、幅広く指すために用いている。
- (2) 日常生活において差別は不当 (unjust) だという規範的な意味を負わされている。社会学的な研究でも基本的にはそうである。したがって、本稿でもそうした意味を含めて「差別」を用いる。ただし「差別問題」については脚注 6 を参照。

- (3) この事例や呼称については Allport [1961=1968:3] に従っている。ただしこの事例は、Allport において、差別の同定の困難さを考えるために挙げられているわけではない。
- (4) 日常的な規範的「平等」概念の使用と、行為の基準のレリヴァンスとの関係については、Schutz [1964]。「(不) 平等」という概念については本稿の脚注 21 を参照。
- (5) ここで社会的カテゴリーという概念は、複数の人々をまとめて指すものとして、個人の対概念として用いている。今回検討する議論はもちろん、多くの議論では伝統的に、社会的カテゴリーを個人の対概念としている。本稿もそれにしたがう。だが実際には後に見るように、こうした社会的カテゴリー対個人という概念の使用法は混乱のもとである。
- (6) 本稿が「差別問題」というときには、社会学者のフィールドとなっているような、差別をめぐる社会問題群を指す。
- (7) 例えば、以下の定義。「ある集団ないしそこに属する個人が、他の主要な集団から社会的に忌避・排除されて不平等、不利益な取り扱いをうけること」(見田他編 1994『社会学事典』弘文堂より「差別」の項。三橋修の執筆)。「差別とは、支配的人種あるいは民族的グループの成員による、従属的人種あるいは民族的グループの成員に区別的で (differential) ネガティブな影響を与えるような、行為あるいは実践。」(Feagin [1991:101-102])。
- (8) さらに以下の記述。「このレッテル〔社会的カテゴリー〕にしても、当人の性質の全部を述べつくことはできない。(ただ、そのひとの姓名のみが、そのひとの全部を語りつくす個ができる。)[原文改行] ……現在、生活し生きている複雑な個人——人間の性質の究極の単位——は見落とされている」(Allport [1961 = 1968:157-158])。

- (9) 例えば江原 [1988:96-102] はそう見える。
- (10) つまり、二つのカテゴリー（例えば「女」と「男」）として扱うか、一つのカテゴリー（「国民」）として扱うかに関する正当性の基準（「国民の政治参加の平等」）である。
- (11) 社会問題の構築主義における「社会問題」（＝クレーム申し立て活動）は、あくまでカギ括弧付きで分析が行われるものであり、社会問題（＝クレームの指示対象）の規範的価値や真偽は不問に付される。
- (12) 山田 [2000] は坂本と Spector らを等置するが、完全な誤解である。
- (13) 例えば、大気汚染への反対クレームを満員のエレベーターで突如声高に叫んでも、単に冗談として内容が無視され、「社会問題」過程のクレームにならないとされる。
- (14) 江原が参照する Memmi [1968=1971] の定義は、江原の概念化と同じ構造を持ちつつ、正当化言説の存在により不当な差別を同定するという目的を明確にしている。したがって、江原が不当な差別を同定できないなら、Memmi の議論は失敗である。
- (15) もちろん、これを不当な差別として扱うという立場もありうる。だが、筆者としては、十分に正当化可能な区別だと考えている。
- (16) これは、あらゆるカテゴリー分けは同じく恣意的なものにすぎないといった、相対主義的な立場をとれば、さらに明白になる。
- (17) 成員とカテゴリーとの対応関係、カテゴリー間の責任・義務についての期待など。
- (18) 周知のように、有意味な安定した相互行為が可能なのは、人々がお互いの行為の意味について、あたかも自明な「共有知識」であるかのように疑わずに振る舞うからだということを示したのは Garfinkel [1964=1989] である。逆に、お互いの行為の意味が共有されているか厳密に確かめよう
- とすると、無限に疑わざるを得ず、有意味な相互行為は不可能になる。無限階の共有知識については盛山 [1995] など。
- (19) 江原 [1988] の「権力作用」も同様である。
- (20) これは社会的カテゴリーを、不当な差別の要件と見なすことへの批判である。差別の諸特徴を社会的カテゴリーで説明するのが誤りだというわけではない。このことは4-3で論ずる。
- (21) 「不平等」という概念は、規範的な不当性を含意する場合と、必ずしも規範的な意味を伴わない上下関係とされる場合がある。例えば先の江原の用法は後者である。佐藤の用法ではこの二つが分節化されていないため、意味が曖昧になってしまっている。だがさすがに、あらゆる上下関係が不当だと考えているわけではないだろう。
- (22) 実はこれ以外にも「同定問題」にかかわる点はある。それは、見下しの「核心」とされる「評価軸の持ち込み」である。これは、演奏会の順位が家柄で左右されるといった事態にあたる。ある局面でどの評価軸が問題となるべきか、これは「何が正当な評価軸か」を問うに等しい。だが佐藤 [1994] は Blalock 同様の指摘をしており（想定C）、自分自身の議論を否定していることになるので、扱わない。
- (23) 求人年齢制限は「年齢による差別」と見なされる典型例である。米国では「雇用における年齢差別禁止法」が制定されている。日本でも「改正雇用対策法」が2001年4月18日に成立、求人年齢制限撤廃が定められた。しかし努力義務に止まり罰則規定はないうえ、「新卒採用」など多数の例外が認められており、実効性は弱い。
- (24) 寺澤芳雄編 1999『英語語源辞典（縮刷版）』、研究社。
- (25) 例えばイギリスでは1833年の奴隷制廃止法制定、アメリカでは1861～65年の南北戦争、1862年の奴隷解放予備宣言、1863年の本宣言、

1865年の憲法修正で発効など。

- (26) 例えば西阪のように、さしあたり差別を「(正当な)理由のない分け隔て」(西阪 [1996:62])としても、分析自体が問うのは、そうした差別概念を人びとがどのように用いて差別というリアリティを構築するのか、であるような場合。
- (27) 実際そのような立場だと見なしうる論者もある。差別を含む全ての不均等配分を閉鎖概念で分析し、その正当化は「言い訳にすぎない」とするMurphy [1988=1994]。
- (28) こうした立場にも意義がないとはいえない。例えば、通常は正当だと見なされている事柄の負の側面に反省を促すといった場合である。だがこれが、すべてをやみくもに否定する安易なニヒリズムや、開き直った自己肯定に結びつく可能性は小さくない。
- (29) 社会学者の間では、イジメが差別なのか、イジメと差別は違うのかについて、見解は全く統一されていない。だが、何らかの差別問題の当事者や学級でのイジメの当事者、あるいは両方の当事者である人が自らの経験を記述する際に、イジメと差別という概念はしばしば互換的に使用できる。そうした事例は土屋 [1994] を参照。
- (30) 内藤 [2002] は、本稿でいえば〈方法1〉の仕方、この経験をより根本的なレベルで説明する

ことを通して、社会学的行為論やゲーム論といった一般理論、政治哲学において標準的に使用されてきた相互行為のモデルを再検討している。

- (31) 江原の「権力作用」論に対する盛山 [2000] の批判を参照。また、江原の「権力作用」を「文脈のすりかえ」としてまとめ、差別の背後には権力がある、などと述べる議論もあるが、意識的・無意識的な「文脈のすりかえ」自体は、生活のどこにでも見られるものである。これについては、Collins [1982 = 1992]。
- (32) 俗流フーコーの権力が偏在するという議論に対して、いわゆる相対主義批判(杉田 [2000])が起こることになる。
- (33) 本稿では「差別問題」の領域=被差別者を指示する社会的カテゴリーの有無を、不当な差別の定義とする議論を批判した。この批判は、現象が公共的か否か定めるための「領域の二分法」を批判し「理由の二分法」を擁護する井上 [2002] の立論に近い。
- (34) Searsらの“symbolic racism”研究を発端として、70年代末から現在にいたるまで、社会学者や政治学者を巻き込んだ論争が続いている。関連論文は多いが、Sniderman & Tetlock [1986] や Sears et al. [1997]。

文献

- Allport, Gordon W. 1961 *The Nature of Prejudice*, Addison-Wesley Publishing. =1968 原谷達夫・野村昭訳、『偏見の心理』, 培風館。
- Banton, Michael 1994 *Discrimination*, Open University Press.
- Blalock, H. M. 1967 *Toward a Theory of Minority-Group Relations*, John Wiley & Sons.
- Collins, Randall 1982 *Sociological Insight : An Introduction to Nonobvious Sociology*, Oxford University Press. =1992 井上俊・磯部卓三訳、『脱常識の社会学』, 岩波書店。
- Durkheim, Émile 1895 *Les règles de la méthode Sociologique*, Presses Universitaires de France. =1978 宮島喬訳、『社会学的方法の基準』, 岩波書店。

- 江原 由美子 1985 「『差別の論理』とその批判」, 『女性解放という思想』:61-97, 勁草書房。
 ——— 1988 『フェミニズムと権力作用』, 勁草書房。
- Feagin, Joe R. 1991 "The Continuing Significance of Race: Antiblack Discrimination in Public Places", *American Sociological Review* 56: 101-116.
- Garfinkel, Harold 1964 "Studies of the Routine Grounds of Everyday Activities", *Social Problems* 11-3:225-250. =1989
 北澤裕・西阪仰訳, 「日常活動の基盤——当たり前を見る——」, 『日常性の解剖学——知と会話——』
 :31-92, マルジュ社。
- 井上 達夫 2002 「他者に開かれた公共性」, 佐々木毅・金泰昌編『日本における公と私』:143-190, 東京大学
 出版会。
- 草柳 千早 1995 「クレイムとリアリティ——相互作用過程におけるリアリティ定義の競合——」, 船津衛・宝
 月誠編『シンボリック相互作用論の世界』:187-197, 恒星社厚生閣。
- Macrae, C. Neil et al. (eds.) 1996 *Stereotypes and Stereotyping*, The Guilford Press.
- Memmi, Albert 1968 *L'homme dominé*, Gallimard. =1971 白井成雄・菊地昌美訳『差別の構造』, 合同出版。
- Murphy Raymond 1988 *Social Closure: The Theory of Monopolization and Exclusion*, Oxford University Press. =1994
 辰巳伸知訳, 『社会的閉鎖の理論——独占と排除の動態的構造——』, 新曜社。
- 内藤 準 2002 「差別と非差別の検討——他者の必要性和不必要な他者——」, 第75回日本社会学会大会レジュ
 ム。
- 西阪 仰 1996 「差別の語法——問題の相互行為的達成——」, 栗原彬編『差別の社会理論』:61-76, 弘文堂。
- 岡 隆 1999 「ステレオタイプ、偏見、差別の心理学」, 岡他編『偏見とステレオタイプの心理学』:5-14, 至文堂。
- Pettigrew, Thomas F. 1982 "Prejudice", Pettigrew et al., *Prejudice: Dimensions of Ethnicity*, Harvard University Press.
 =1985 今野敏彦・大川正彦訳, 『現代アメリカの偏見と差別』:1-41, 明石書店。
- 佐藤 裕 1990 「三者関係としての差別」, 『解放社会学研究』4:77-87。
 ——— 1994 「『差別する側』の視点からの差別論」, 『ソシオロゴス』18: 94-105。
- 坂本 佳鶴恵 1986 「社会現象としての差別——理論化のための一考察——」, 『ソシオロゴス』10: 24-37。
- Schutz, Alfred 1964 *Collected Papers: Studies in Social Theory*, Brodersen (ed.) The Hague. =1991 渡部他訳, 『社
 会理論の研究』, マルジュ社。
- Sears, David O. et al. 1997 "Is It Really Racism?: The Origins of White Americans' Opposition to Race-Targeted
 Policies", *Public Opinion Quarterly* 61-1:16-53.
- 盛山 和夫 1995 『制度論の構図』, 創文社。
 ——— 2000 『権力』, 東京大学出版会。
- Sniderman, Paul M. & Philip E. Tetlock 1986 "Symbolic Racism: Problems of Motive Attribution in Political Analysis",
Journal of Social Issues 42-2:129-150.
- Spector, M. & J. I. Kitsuse 1977 *Constructing Social Problems*, Cummings. =1990 村上他訳, 『社会問題の構築
 ——ラベリング理論をこえて——』, マルジュ社。
- 杉田 敦 2000 『権力』, 岩波書店。
- 土屋 守編 1994 『いじめないで! ——私たちのいじめられ体験——』, 青弓社。

- 海野 道郎 1978 「差別の概念と測定」, 『関西学院大学社会学部紀要』 36: 97-108。
- Weber, Max 1904 "Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis", *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, J.C.B. Mohr. =1998 富永他訳 『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』, 岩波書店。
- 山田 富秋 2000 『日常性批判——シュッツ・ガーフィンケル・フォーコー——』, せりか書房。
- 要田 洋江 1999 『障害者差別の社会学』, 岩波書店。

(ないとう じゅん、東京大学大学院、junknife.naito@nifty.ne.jp)

The Structure of Studies on Discrimination

A Reconsideration to the Normative Conceptualization of Social Phenomenon

NAITO, Jun

University of Tokyo

junknife.naito@nifty.ne.jp

The efforts to conceptualize social phenomenon often meet difficulties with how to deal with the aspect of normative or moral values and judgments on those values. If one conceptualizes it with those values, she fails to identify and observe events objectively, otherwise it is impossible to judge whether it is just or unjust. I will tempt to explain the way this difficult problem arise, and whether it is necessary to solve this problem or not.